

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第16号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 クリスタ長堀株式会社

所 管 所 属：建設局

通 知 日：令和 8 年 6 月19日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	地下街運営事業者へのモニタリングについて改善を求めたもの 団体は、経営企画書で定める全ての項目とその結果を対比する形での報告を求めているが、個々の取組が計画どおりにできているかを容易に確認できない状況であった。取組の未実施がないことは確認できたが、経営企画書に基づく取組ごとの履行状況の確認や進捗管理をする仕組みとしては不十分な状況であった。 【指摘事項】 団体は、運営事業者に対して、経営企画書の計画と実績を対比する形式での報告書を定期的に求める等、運営事業者の業務が計画に基づき適切に進捗していることを管理監督できる仕組みを構築し、モニタリングを徹底されたい。	地下街運営事業者の経営企画書で定める全ての項目について、その実績を漏れなく容易に確認できるような報告書(営業・販促実績確認表)を毎年度提出させるとともに、四半期ごとの月例報告会で全ての項目について対比的にその進捗状況を確認する。上記について令和 8 年 3 月16日の月例報告会で確認した。	措置済	令和 8 年 3 月16日
2	自立運営に向けた取組について改善を求めたもの 四半期ごとに外部有識者を交え経営監視を行う会議、及び同会議に先立ち、所管所属が団体の経営状況などを確認する会議の会議録により、次期中期計画以降の長期的な視点での質疑がなされていること、今後の経営のあり方等に関する検討を始めていることは確認できた。しかし、所管所属と団体との間における具体的な議論の内容については、確認できなかった。 【指摘事項】 所管所属と団体は、経営のあり方などについて将来を見据えてより具体的な議論を進め、議論の過程・内容を記録として残す仕組みを構築し、経営に当たられたい。	団体の経営安定に向けて、課題認識の共有と対応方針の整理を行う会議体（定例会議）を令和 8 年 3 月24日付で新たに設置し、建設局及び団体が経営状況・取組状況・課題等に関する報告および議論を定例的（四半期ごと）に行い、議論の経緯や内容について、整理・記録を行っていく仕組みを構築した。	措置済	令和 8 年 3 月24日